事務所通信 リソース

8月号 VOL. 16

× 0.

2%

万メートル)

·ŀ· 3.

税理 法人中央総合会計

〒070-0037

旭川市7条通13丁目 59 番地 4

TEL: 0166-25-4131 0166-23-0010 0166-23-7543 FAX: 0166-25-4132

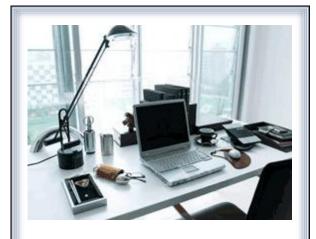
URL: http://csk-i.com/ E-mail: cyuou@csk-i.com

> れないので注意が必要です。なお、仕事を行う上で勤務 いる場合の家賃負担については、社宅の貸与とは認めら 員に貸す必要があります。従業員が家主と直接契約して 借上げ社宅の場合は会社自らが借主となり、それを従業

場所を離れて住むことが困難な従業員に対し、その仕事

に従事させる都合上、社宅や寮を貸与する場合には、

無



いつもお世話になります。自分の故郷や 応援したい都道府県・市町村に寄付をす ると税額控除が受けられる「ふるさと納 税」制度。今回の震災以降、被災地への 「ふるさと納税」が急増しているそうで す。復興への長き道のりを思えば、助け・ 助けられながらの「恩送り」が日々、日 本の希望を育んでいくように感じます。

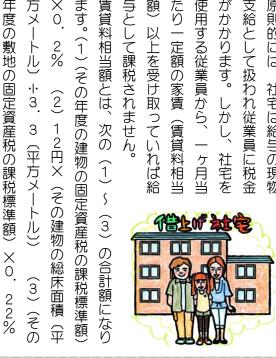
たり一定額の家賃(賃貸料相当 使用する従業員から、 がかかります。しかし、社宅を 額) 以上を受け取っていれば給 一ヶ月当

支給として扱われ従業員に税金

与として課税されません 賃貸料相当額とは、 次の (1) ~ 3 の合計額になり

原則的には、 や借上げ社宅を用意している会社も多くみられます。 活をするための基礎になります。そのため、自社の社宅 を整えます。特に住居は従業員やその家族が安定した牛 会社は福利厚生を充実させて従業員の働きやすい環境 社宅は給与の現物

【社宅の家賃補助は 課税 or 「非課税」?)



【「エシカル消費」の意識が高まり対象商品が増えています!】



抑えれば社会保険料も抑えることができるので、そのよ す。社宅に関しては、会社の負担分だけ従業員の給与を 償で貸与しても給与として課税されない場合がありま

つな点でのメリットもあります。

「エシカル消費」への関心が高まっています。エシカルとは「倫理的」「道徳的」を意 味する英語で、社会貢献に目を向けた消費行動や経済活動をエシカル消費と呼んでい ます。環境保全に配慮したエコやリサイクル製品、発展途上国を支援するフェアトレ ード製品、売上げの一部を途上国への寄付金や被災地への義援金に回す企業など、消 費者の選択肢は広がっています。社会貢献の意識が高まる昨今、イメージアップにも つながる企業の取り組みに期待が寄せられています。

【今月の教えてキーワード:有効求人倍率】

求人数の記 当月だけの 景気の遅な 上回 ていると判 ば り、下回って 厚生労働 倍率は、景気の て動く) であるの できる。失業率が 況を示す指 に対する求人数 汪目されている 動く)と捉えられ つ。倍率が (半年以上遅れ 公表し 人の需要が 求人が不足し っていれば 一効指数 \mathcal{O} 省 が

【今こそ問いたい商売の品格】

長野県の諏訪湖はそのむかし、子どもたちが泳いで遊ぶほどきれ いな湖だったそうです。それが経済成長期に水質汚染が進み、一 時期は「日本一汚い湖」と言われたこともありました。今ではず いぶん浄化活動が進んでいるようですが、諏訪湖がまだ「汚い湖」 だった頃、毎朝、ゴミ袋を片手に湖畔のゴミ拾いをする一人の男 性がいたそうです。地元で商売をしているTさんです。「諏訪湖で 泳ぐ子どもたちの姿をもう一度見たい」、Tさんのそんな願いから 始まった、たった一人の諏訪湖清掃は次第に人の知るところとな り、地域の人たちも朝のゴミ拾いに参加するようになったそうで す。そんなある夏の朝、湖畔に大量の花火カスが落ちていました。 「誰だよ、せっかくきれいになってきたのに」。ゴミ拾いに参加し ていた人は、その光景にガッカリして腹を立てました。ところが Tさんは、目を輝かせながらこう言ったそうです。「いやぁ、嬉し いな。やっとみんなが諏訪湖で遊んでくれるようになったよ」。 Tさんの言葉に、その場にいた全員が「この人にはかなわない」 と襟を正したそうです。Tさんは精密機械の商売をしています。 商売のやり方も諏訪湖清掃と同じです。仕事の依頼主には、「おた くから○○円でいただく仕事を下請けには△△円で出し、その差 額で従業員を養っています。ですからこれ以上値下げされると従 業員に給料を払えません」。下請けさんには、「入りの金額は○○ 円。だからおたくには△△円で出します」。すべての金額を包み隠

さず提示するTさんに対して依頼主も下請けさんも「この人にはかなわない」と やはり襟を正すのだそうです。従業員が 普通に暮らせるだけの商売ができればそれでよし。それ以上の欲を求めると商売 が長続きしない。Tさんを商売人として、



人として慕う人はとても多く、「Tさんがそう言うなら」とあっさり話がまとまることも少なくありません。一時期ブームになった「〇〇の品格」という言葉を、今こそ自分の商売に当てはめて考え直してみたいものです。業種や業態が違っていても、世のため人のために商売をしている人には、どうしたってかないません。

【専業主婦の年金問題は どうなったの?】

現在は会社員ですが、年内で退職し 家業(自営業)を継ぐ予定です。既 婚で妻は専業主婦です。退職後は私 も妻も国民健康保険と国民年金に 加入することは理解していますが、 ニュースで話題になっていた「専業 主婦の年金届け出漏れ問題」につい て、妻は何か不利益が出るのではな いかと心配な様子です。退職後の手 続きで、何か気をつけた方が良いこ とはあるでしょうか。

会社員から個人の自営業へと変わ る場合、国民健康保険・国民年金へ の変更が必要となります。お住まい の市区町村で簡単に手続きができ ますので、速やかに行えば心配され ているようなことはありません。話 題の「専業主婦の年金届け出漏れ問 題」とは、サラリーマンの妻は、夫 が勤務先で社会保険に加入してい る場合、申し出により「国民年金第 3号被保険者/となり保険料の負担 はなくなりますが、その後、夫が勤 務先を退職すると、変更届を提出し なければなりません(夫と妻が逆の ケースもあります)。この届出が「漏 れ」ていたのです。状況が変わり保 険料負担をしなければならなくな ったことを忘れて、結果的に国民年 金の保険料が未納になってしまっ たという訳です。ぜひ、手続きはお 忘れなくお早めに行ってください。